## 越前市令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付) 申請書

越前市長 殿

受付印

本申立て内容に相違ありません。 また、【誓約・同意事項】(本紙裏面)を全て確認し、誓約・同意の上、申請します。

申請日			令和	年	月	日	
申請・ 請求者 (世帯主)	フリガナ						
	氏 名						
	現住所	(〒	-	)			
	連絡先			(	)		

- ●申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載
  - 令和5年1月2日以降に市外から転入した方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村(課税地)が発 行する「令和5年度住民税非課税証明書」を添付して下さい。(該当者全員分)
    - ※証明書の添付がない場合、この給付金は支給できません。未申告の方は、申告後に申請してください。

	(フリガナ) 氏 名	申請者との続柄	生年月日		年1月1日時点の住所 選なる 令和5年1月1日時点 の住所を記載	令和5年度住民税 均等割課税状況
1	申請·請求者(世帯主)	本人	明·大·昭·平·令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる(本市外)		□非課税 □課税 □未申告
2			明·大·昭·平·令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる(本市外)		□非課税 □課税 □未申告
3			明·大·昭·平·令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる(本市外)		□非課税 □課税 □未申告
4			明·大·昭·平·令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる(本市外)		□非課税 □課税 □未申告
5			明·大·昭·平·令 年 月 日	□現住所と同一 □異なる(本市外)		□非課税 □課税 □未申告

- ●振込口座 次の口座への振込を希望します ※次の口座のうち、希望の振込口座に回してください。
  - □ ① 世帯主(申請者)名義の公金受取口座 【裏面貼付:本人確認書類の写し】 ※ 利用にはマイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
  - □ ② 下記の現に使用している世帯主(申請者)名義の口座 【裏面貼付:本人確認書類の写し】 (希望する口座)□ 水道料引落口座 □ 住民税等の引落口座 □ 児童手当等の受給口座
  - ※ 上記の記入(レ点)により税部局等への口座照会を承諾したものとします。 □ ③ 世帯主(申請者)名義のその他口座【裏面貼付:本人確認書類·通帳等の写し】 【受取口座記入欄】 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ( <u>右詰め記入</u> )	口座名義(カナ) ※世帯主名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 金融機関コード 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	1普通 2当座		
	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい		通帳番号 ( <u>右詰め記入</u> )	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳の見開き左 上またはキャッシュカードに記載された記号・ 番号をご記入下さい。				

金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、越前市社会福祉課(電話0778-43-5354)にお問い合わせください。

## 【誓約・同意事項】 ※必ず全ての項目を確認してください。

私の世帯は、令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付)の支給要件(※)に該当します。

- ※支援給付金(追加給付)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
- ア 世帯の全員が、令和4年1月~12月の所得により令和5年度住民税が非課税である。 イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課税されている親族等の扶養を受けている世帯ではない。 1
  - (注)住民税における取扱いとして扶養を受けているか分からないときは、家族(両親や子ども等)に確認してください。 ウ 世帯の中に、租税条約による課税免除の適用を届け出ている者がいない。
- ② 私の世帯の中に、住民税が未申告である者はいません。
- ③ 私の世帯の中に、他の自治体が実施する同様の事業による給付金の支給を受けた者はいません。
- 支援給付金(追加給付)の支給要件を満たすかどうかの審査を受けるため、本市が必要な住民基本台帳情 ④ 報、税情報等の公簿等の確認を行うことや他の行政機関等に必要な資料の提供を求める・提供することに同 意します。また、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤ この申請書(添付書類を含む)が、還付(返却)されないことに同意します。
- 支給決定後、申請書の不備による振込不能等により支払が完了せず、かつ、<u>令和6年3月8日</u>までに、本市が申請者に連絡・確認できない場合に、支援給付金(追加給付)が支給されないことに同意します。
- 支援給付金(追加給付)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽が判明した場合や支援給付金(追加給 付)の支給要件に該当しないことが判明した場合は、支援給付金(追加給付)を返還します。

## 提出書類

	『令和5年度住民税非課税世帯に対する支援給付金(追加給付)申請書』(本書)
	※必要事項をご記入ください。
П	『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

- ※申請・請求者の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(マイナンバー通知カードは不可)、年金手帳、介護** 保**険証、パスポート等の写し(コピー)**をご用意ください。(いずれか1点)
- □ 『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』(振込口座が表面「③世帯主(申請者)名義のその他口座」の方のみ)
  - ※通帳やキャッシュカードなど、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コ ピー)をご用意ください。
- (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分) 令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)
  - ※ 令和5年度住民税非課税証明書は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村(課税地)にて発行してください。 証明書の発行は申請者の自己負担になりますのでご注意ください。

※記入漏れや、添付書類の不備がないか再確認してください。(記入漏れや添付書類の不備がある場合、 給付が受けられません。)

## 【公金受取口座が未登録の方】

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。

※ 登録は本給付金の支給要件ではありません。 ※ 公金受取口座の登録から利用可能になるまで1か月程かかる場合があります。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら

